

株 主 各 位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地

エンシュウ株式会社

代表取締役社長 土 屋 隆 史

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、先般の熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市南区高塚町4888番地
エンシュウ株式会社 本社第1会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第148期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効とさせていただきます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.enshu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、中国経済減速の影響を受ける中、原油安や政府の経済対策により景気は堅調に推移しましたが、1月以降の為替や株価の変動を受け、先行き不透明な状況となっております。一方で世界経済は、欧米は引続き堅調に推移いたしました。中国経済の減速が鮮明となり、他の新興国においても景気に対する懸念が強まるなど、先行き不透明感が増加しております。

このような情勢の中、当社グループは中国をはじめとしたアジア諸国や欧米への拓展を図るとともに、生産効率化や原価低減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、工作機械関連事業部門及び輸送機器関連事業部門ともに減少したことにより26,454百万円（前期比11.6%減）となりました。損益につきましては、工作機械関連事業部門及び輸送機器関連事業部門ともに採算が改善したことにより、営業利益は556百万円（前期は営業損失160百万円）、経常利益は176百万円（前期は経常損失411百万円）となりました。純利益は66百万円（前期は純損失582百万円）となりました。

なお、配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、財務状態が十分でなく無配とさせていただきます。ご了承ください。

(単位：百万円)

事業別	売上高	受注高
工作機械関連事業部門	15,672	14,241
輸送機器関連事業部門	10,679	10,907
その他の部門	102	102

以下、各事業部門の状況についてご報告申し上げます。

【工作機械関連事業部門】

当連結会計年度における日本工作機械工業会(日工会)の受注総額は1兆3,989億円(前期比11.4%減)となり、水準としては依然高いものの昨年を下回りました。内需は5,792億円(前期比9.9%増)、外需は8,196億円(前期比22.1%減)となり、受注総額は6年連続で1兆円を超える結果となりました。

工作機械関連事業部門につきましては、中国向けを中心としたシステム大型案件が減少いたしました。対策として、中国の新規顧客開拓と国内の中小型案件の取り込みを推進し、汎用機においても、好調な欧米市場への拡販により挽回を図りました。損益面につきましては、コストダウンに加え、システム商品においてプロジェクト毎の採算管理を徹底したことにより損益を改善することが出来ました。

レーザー関連につきましては、引き続きレーザーシステムインテグレーターとして、高出力半導体レーザー加工機を中心に溶接及び焼入れ加工設備の売上拡大を進めてまいりました。

以上の結果、工作機械関連事業部門の売上高は15,672百万円（前期比17.8%減）、営業利益は345百万円（前期比127.1%増）となりました。

【輸送機器関連事業部門】

輸送機器関連事業部門につきましては、上期、主力製品であります大型二輪車用、雪上車用エンジン部品及び自動車関連部品の生産が減少する中、前期より積極的に取り込みを推進した新規部品が下期の売上増加に寄与いたしました。通期では若干の売上減少となりました。損益面におきましては、ベトナム現地法人の生産が軌道に乗ってきた事と、生産性向上活動などの原価低減施策を継続的に推進した結果、黒字化しました。

以上の結果、輸送機器関連事業部門の売上高は10,679百万円（前期比0.8%減）、営業利益は128百万円（前期は営業損失369百万円）となりました。

【その他部門】

不動産賃貸事業により売上高は102百万円となり、営業利益は83百万円となりました。

2. 対処すべき課題

工作機械関連事業部門におきましては、海外需要の情報を素早く取り込み受注できるように、海外子会社との連携強化に加え、中国（蘇州）、メキシコ（ケレタロ）、インド（グルガオン）に拠点を設け、海外市場の開拓、拡大に努めてまいります。

システム商品におきましては中小型物件の受注が拡大しており、短期期で対応していく必要がございます。加えてコスト競争力の向上、プロポーザル力の強化を進め、売上高及び利益の確保に努めてまいります。

汎用機におきましては、展示会への出展、ショールームの有効活用、東北ステーションの設置などを行い、販売力強化を図ってまいります。

レーザー関連におきましては、高出力半導体レーザーやファイバーレーザーを利用した拡販を進め、統合効果も生かしてさらなる売上拡大に努めてまいります。

輸送機器関連事業部門におきましては、自動車関連部品の仕事量が減少し環境は厳しさを増しておりますが、引き続き品質向上、原価低減活動に努めながら、グローバルな価格競争の中で、仕事量の確保と利益の創出に努めてまいります。

さらには、ベトナム工場を活用した最適生産体制を構築していく中で、国内工場の生産ライン編成の再構築と各種生産性向上の施策活動を継続、推進し収益体質を改善させてまいります。

内部統制につきましては、内部統制会議を中心に関連子会社を含めたリスク・コンプライアンス管理等の統制を推進してまいります。

当社グループといたしましては、安定した経営基盤の確立を目指して全社一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は680百万円であります。内訳は輸送機器関連事業部門において313百万円、工作機械関連事業部門において297百万円、その他部門において70百万円でありました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第145期 平成25年3月期	第146期 平成26年3月期	第147期 平成27年3月期	第148期 平成28年3月期
売 上 高 (百万円)	29,101	31,060	29,921	26,454
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,339	1,565	△411	176
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	2,076	1,459	△582	66
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	32.89	23.11	△9.23	1.05
総 資 産 (百万円)	35,334	35,965	34,476	32,952
純 資 産 (百万円)	7,157	7,905	7,711	7,234

5. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,000	% 100.0 (77.0)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co., Ltd.	千バーツ 50,000	% 100.0 (52.0)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT. ENSHU INDONESIA	千米ドル 100	% 100.0 (1.0)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
遠州 (青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	% 100.0	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州 (青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU VIETNAM Co., Ltd.	千米ドル 11,460	% 100.0	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 出資比率の()内は、間接所有分内数であります。

6. 主要な事業内容

事業部門	主 要 製 品
工 作 機 械 関 連 事 業	フレキシブルトランスファーマシン&ライン、各種専用機、マシニングセンター、半導体レーザー加工機他
輸 送 機 器 関 連 事 業	二輪車用エンジン、雪上車、ゴルフカーおよびバギー車の部品加工、船舶用エンジンの加工、自動車用部品の加工
そ の 他	不動産賃貸事業

7. 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社 お よ び 工 場	静 岡 県 浜 松 市 南 区
浜 北 工 場	静 岡 県 浜 松 市 浜 北 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 府 吹 田 市

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
987 名	△13 名

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,376 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,376 百万円

(注) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 63,534,546株
(自己株式 449,631株を含む)
3. 株主数 6,462名
4. 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
ヤマハ発動機株式会社	6,457	10.23
エンシュウ取引先持株会	5,924	9.39
角田博	2,046	3.24
浜松ホトニクス株式会社	2,000	3.17
株式会社みずほ銀行	1,572	2.49
みずほ信託銀行株式会社	1,455	2.30
株式会社りそな銀行	1,414	2.24
エンシュウ従業員持株会	929	1.47
前尾和男	851	1.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	846	1.34

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
土屋隆史	代表取締役社長	
山下晴央	常務取締役 (工作機械・レーザー事業部長)	
富田敏弘	取締役 (工作機械・レーザー事業部 副事業部長)	
鈴木敦士	取締役 (工作機械・レーザー事業部 副事業部長)	
勝井 真	取締役 (輸送機器事業部長)	
勝倉宏和	取締役 (管理本部長)	
岡部比呂男	取締役	ヤマハ株式会社 顧問

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
中村泰之	常勤監査役	
中村和夫	監査役	
石塚 尚	監査役	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社桜井製作所 社外監査役
嶋津忠彦	監査役	浜松ホトニクス株式会社 取締役

- (注) 1) 取締役岡部比呂男氏は、社外取締役であります。
2) 監査役石塚尚氏ならびに嶋津忠彦氏は、社外監査役であります。
3) 取締役岡部比呂男氏ならびに監査役石塚尚氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4) 監査役嶋津忠彦氏は、浜松ホトニクス株式会社の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役として有用な人材を迎えるため、現行定款において社外取締役および監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役および監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うこととします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。
- ・社外取締役1名および社外監査役2名は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7名	65百万円（うち社外取締役	1名	3百万円）
監査役	3名	22百万円（うち社外監査役	1名	3百万円）

- (注) 1) 期末現在の取締役人数は 7名であります。
2) 監査役の開示対象人数は 4名であります。上記の監査役の支給人員との相違は、無報酬の監査役1名が存在していることによるものです。
3) 上記支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人給と相当額31百万円を支払っております。

4. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況等

- ・社外取締役 岡部比呂男氏

同氏は、ヤマハ株式会社社の顧問であります。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

- ・社外監査役 石塚尚氏

同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社桜井製作所の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査役会13回中13回に出席し、主に弁護士として専門の見地から適宜発言を行いました。

- ・社外監査役 嶋津忠彦氏

同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の取締役を兼務しております。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中15回に出席、監査役会13回中12回に出席し、主に財務及び会計に関する経験から適宜発言を行いました。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1) 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

当社は平成27年4月24日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

1. **当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・当該株式会社の取締役が法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規定を整備し、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定める。内部統制を推進する組織を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
2. **当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規定の制定・運用により適切な保存及び管理を行い当該株式会社の取締役及び監査役が常時、閲覧できるものとする。
3. **当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・当該株式会社においては「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援し、また全社的な視点からリスク管理の推進を行う。当該株式会社の各部門は「リスク管理規程」に基づき、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理し、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にすることを図る。
4. **当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・当該株式会社の取締役会は取締役会規則に基づき経営の執行方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、当該株式会社の取締役の業務執行状況を監督している。当該株式会社の取締役の職務執行の効率性を高めるため業務執行にかかる規程類の整備を行う。

5. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当該株式会社においては、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、法令遵守の徹底を図るため当該株式会社の取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。また、当該株式会社の従業員教育の充実も図る。
6. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 6-イ. 当該株式会社の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当該株式会社の子会社については、業務執行状況・財務状況等を定期的に当該株式会社に報告する体制とする。また「関係会社管理規程」により随時、重要事項を当該株式会社へ報告する体制とする。
- 6-ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当該株式会社の取締役と当該株式会社の子会社の取締役との合同会議を定期的で開催している。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社のリスク管理の推進を行う。
- 6-ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当該株式会社の取締役と当該株式会社の子会社の取締役との合同会議を定期的で開催している。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 6-ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当該株式会社の各子会社においては、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めている。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
7. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当該監査役設置会社の監査役より補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、配置にあたっては当該監査役設置会社の監査役会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
 - ・上記使用人の人事異動、人事考課については当該監査役設置会社の監査役会の同意を得る。
9. 当該監査役設置会社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性を確保することで、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保する。
10. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- 10-イ. 当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ・当該監査役設置会社の監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しており、取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的（当社及び当社グループ）に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンスに関する重要な通報の状況及び内容を報告する。また、即報制度により取締役及び使用人は特に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査役に報告する。
- 10-ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ・当該監査役設置会社の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当該監査役設置会社の取締役に報告し、当該取締役は当該監査役設置会社の監査役に対して、当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。
11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・前号の報告をした当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当該監査役設置会社の監査役がその職務について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該監査役設置会社の管理本部において審議の上、当該監査役設置会社の監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
13. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当該監査役設置会社の監査役は、経営会議等重要な会議に出席しており、当該監査役設置会社の代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催している。また、監査が効率的且つ効果的に行われるために当該監査役設置会社の監査役は当該監査役設置会社の内部統制部より報告を受けるとともに、必要に応じ調査を依頼することができる。
14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
- ・反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全化を維持するために、「エンシユウ株式会社 行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」の社内規程を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対し社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該株式会社（以下、「当社」という）の「会社の体制及び方針」に沿った当社及びその関係会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 法令遵守の体制

- ・当社は、当社グループにおける使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループ各社が行動規範を定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社の行動規範をはじめとした遵守すべきルール周知・徹底を図るため「コンプライアンスマニュアル」を作成して、教育・啓蒙活動を行ってまいりました。また、当期は「コンプライアンス意識調査」を全従業員に対して実施し、その調査結果を活動にフィードバックしております。
- ・当社グループは内部通報制度を設けておりますが、当期は通報窓口に労働組合を加えるなど、制度運用の実効性を高める取り組みも行っていました。
- ・反社会的勢力との関係遮断、排除の取り組みとして、当社「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を通して従業員への教育・啓蒙活動を行なうとともに、外部専門機関（静岡県企業防衛対策協議会等）とも連携して反社会的勢力に関する情報収集をし、予防対策を継続的に行なっております。

2. リスク管理の体制

- ・当社グループにおける損失の危険の管理に関する取り組みとして、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社各部門及び当社グループ各社におけるリスク管理体制の整備の支援をするとともに、当社グループとして経営活動を阻害するリスク要因を整理し、特定した重要リスクについては、各部門において、その発生予防と発生時の損害の最小化を図ってまいりました。重要リスクの見直しについては、年2回行っております。
- ・また、当社では「即報制度」ならびに「関係会社管理規程」を制定し当社および当社グループで発生した重要事案については、当社および当社取締役ならび監査役に速やかに報告される体制を確立しております。

3. 効率性確保の体制

- ・当社は「組織・職務権限規定」を定めて、取締役および役職者の職務権限と業務分掌を明示し効率的な職務執行体制を確保しております。取締役会は、「取締役会規則」によって経営の執行方針や法令で定められた事項など取締役会における重要な決議事項を定めるとともに、業務執行取締役に対する職務執行状況の報告を義務化し、当期においては16回開催いたしました。また、会社経営の円滑な遂行を図るため経営会議を設置し、一切の経営に関する重要な事項について必要な協議を行っており、当期においては24回開催されております。
- ・当社グループとしては、当社グループ各社の役員が一堂に会する「合同役員会」を2回開催し、グループ各社の重要な経営方針の確認ならびに承認を行っております。

ます。また、「関係会社管理規程」により、その他の重要な案件の報告および承認についてもルールを定め、当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれる体制を確保しております。

4. 情報の保存管理

- ・ 当社は、「情報システム運用基本規程」に基づき各種情報の運用に係る基本ルールと細則を定め、業務上取り扱う情報資産、及び情報システムを適切に管理・使用する体制を確保しております。また、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類・その他法令により作成が義務づけられている文書を含む一切の業務文書で一定期間保存を要するものについては、必要な事項を「文書管理規程」に定めて、適切に保存管理しております。

5. 監査を支える体制

- ・ 監査役は取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、また、監査役と代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換の場を通して内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査役は内部統制部より毎月の定例報告会等により、内部統制部の監査計画に基づく監査の状況の報告を受け、また、監査役会として年2回監査結果の報告を受けております。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,603	流動負債	14,443
現金及び預金	3,285	支払手形及び買掛金	4,233
受取手形及び売掛金	5,783	短期借入金	7,759
電子記録債権	1,536	リース債務	80
商品及び製品	2,923	未払法人税等	66
仕掛品	2,487	賞与引当金	347
原材料及び貯蔵品	1,262	資産除去債務	69
繰延税金資産	122	その他	1,886
その他	260	固定負債	11,274
貸倒引当金	△59	長期借入金	5,484
固定資産	15,349	リース債務	122
有形固定資産	14,792	再評価に係る繰延税金負債	1,563
建物及び構築物	2,903	役員退職慰労引当金	15
機械装置及び運搬具	4,010	退職給付に係る負債	3,825
土地	7,387	資産除去債務	223
リース資産	35	その他	38
建設仮勘定	197	負債合計	25,717
その他	258	(純資産の部)	
無形固定資産	206	株主資本	4,216
のれん	15	資本金	4,640
リース資産	159	資本剰余金	1,230
その他	32	利益剰余金	△1,587
投資その他の資産	350	自己株式	△66
投資有価証券	19	その他の包括利益累計額	3,018
その他	361	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金	△30	土地再評価差額金	3,666
		為替換算調整勘定	619
		退職給付に係る調整累計額	△1,268
		純資産合計	7,234
資産合計	32,952	負債及び純資産合計	32,952

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目		金 額	
売 上	高 価		26,454
売 上 原 価	損 耗		22,672
売 上 総 利 益			3,781
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,224
営 業 外 利 益			556
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		16	
受 取 配 当 金		0	
そ の 他		87	103
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		248	
為 替 差 損		189	
そ の 他		45	483
経 常 利 益			176
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		0	4
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損 失		11	
減 損 損 失		0	11
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			170
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		72	
法 人 税 等 調 整 額		30	103
当 期 純 利 益			66
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			66

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	4,640	1,230	△1,654	△65	4,151
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			66		66
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	66	△1	65
平成28年3月31日残高	4,640	1,230	△1,587	△66	4,216

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					純資産合計	
	その他有価証券 評価差額	他証券 評価差額	土 再 評 価 金	地 価 金	為替換 算勘定 調整額		退職給 付に係 る調整 累計額
平成27年4月1日残高		2	3,582	541	△566	3,560	7,711
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							66
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1		83	78	△701	△541	△541
連結会計年度中の変動額合計	△1		83	78	△701	△541	△476
平成28年3月31日残高	1		3,666	619	△1,268	3,018	7,234

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
連結子会社の名称 ENSHU (USA) CORPORATION
ENSHU GmbH
ENSHU (Thailand) Limited
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.
PT. ENSHU INDONESIA
遠州(青島)機床製造有限公司
遠州(青島)機床商貿有限公司
ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.
- (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 (有)エンシュウ厚生センター
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用しない非連結子会社の名称 1社
(有)エンシュウ厚生センター
(持分法を適用しない理由)
持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等の及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- 連結子会社8社の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

デリバティブ

たな卸資産

移動平均法による原価法
時価法によっております。
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
工作機械商品及び製品、仕掛品は個別法、その他のたな卸資産は主として総平均法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 7～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～10年 |
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。
なお、主なリース期間は5年です。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- | | |
|-----------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 当社においては、従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 当社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役及び監査役に対する支給見込額であります。 |
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|----------------|---|
| 重要なヘッジ会計の方法 | |
| ヘッジ会計の方法 | 金利スワップの特例処理 |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金 |
| ヘッジ方針 | 長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。 |
| ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。 |
| 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 |
| 消費税等の会計処理 | 過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
税抜き方式によっております。 |

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の31.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成30年4月1日以降のものについては29.9%に変更されております。

その結果、再評価に係る繰延税金負債等が83百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はございません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | | |
|------------|-----------|--|
| 担保に供している資産 | | |
| 建物及び構築物 | 1,979百万円 | |
| 機械装置及び運搬具 | 2,393百万円 | |
| 土地 | 7,283百万円 | |
| 計 | 11,655百万円 | |
| 担保に係る債務 | | |
| 短期借入金 | 7,325百万円 | |
| 長期借入金 | 5,329百万円 | |
| 計 | 12,654百万円 | |
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 27,009百万円
3. 土地の再評価 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価
と再評価後の帳簿価額との差額 △1,989百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	63,534,546	—	—	63,534,546

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	439,070	10,561	—	449,631

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）を銀行等金融機関からの借入による方法にしております。なお、長期借入金の返済期間は、3～5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	3,285	3,285	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,783	5,783	—
(3) 電子記録債権	1,536	1,536	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	3	3	—
(5) 支払手形及び買掛金	(4,233)	(4,233)	—
(6) 短期借入金	(5,540)	(5,540)	—
(7) 長期借入金	(7,704)	(7,705)	1
(8) デリバティブ取引	(13)	(13)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、長期借入金として表示しております。

(8) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、静岡県において、賃貸用の商業用施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末時価
1,772	1,619

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

114円69銭

1 株当たり当期純利益金額

1円05銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,320	流動負債	13,964
現金及び預金	2,522	支払手形	1,617
受取手形	109	買掛金	2,454
売掛金	5,661	短期借入金	7,759
電子記録債権	1,536	リース債務	70
商品及び製品	816	未払金	1,141
仕掛品	2,354	未払費用	93
原材料及び貯蔵品	900	未払法人税等	42
関係会社短期貸付金	1,271	前受金	117
未収入金	12	預り金	134
前払費用	7	賞与引当金	347
前払消費税等	27	設備関係支払手形	101
未収消費税等	60	資産除去債務	69
その他	40	その他	13
貸倒引当金	△1	固定負債	9,991
固定資産	16,635	長期借入金	5,484
有形固定資産	12,497	リース債務	114
建物	1,974	再評価に係る繰延税金負債	1,563
構築物	180	繰延税金負債	0
機械及び装置	2,640	退職給付引当金	2,553
車両運搬具	18	役員退職慰労引当金	15
工具、器具及び備品	185	資産除去債務	223
土地	7,387	長期預り保証金	35
リース資産	3	負債合計	23,955
建設仮勘定	106	(純資産の部)	
無形固定資産	191	株主資本	4,333
ソフトウェア	30	資本金	4,640
リース資産	159	資本剰余金	1,230
施設利用権	1	資本準備金	1,230
投資その他の資産	3,947	利益剰余金	△1,471
投資有価証券	16	その他利益剰余金	△1,471
関係会社株式	389	繰越利益剰余金	△1,471
出資金	0	自己株式	△66
関係会社出資金	1,376	評価・換算差額等	3,667
関係会社長期貸付金	2,088	その他有価証券評価差額金	1
従業員に対する長期貸付金	40	土地再評価差額金	3,666
長期前払費用	16		
その他	22	純資産合計	8,000
貸倒引当金	△2	負債及び純資産合計	31,956
資産合計	31,956		

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	
売上高		23,644
売上原価		21,144
売上総利益		2,500
販売費及び一般管理費		2,216
営業利益		284
営業外収入		
受取利息	79	
受取配当金	0	
その他	83	163
営業外費用		
支払利息	245	
為替差損	96	
その他	33	375
経常利益		71
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	2
特別損失		
固定資産廃棄損失	7	
減損損失	0	8
税引前当期純利益		66
法人税、住民税及び事業税	19	19
当期純利益		47

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成27年4月1日残高	4,640	1,230	1,230	△1,518	△1,518	△65	4,286
事業年度中の変動額							
当期純利益				47	47		47
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	47	47	△1	46
平成28年3月31日残高	4,640	1,230	1,230	△1,471	△1,471	△66	4,333

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	2	3,582	3,585	7,872
事業年度中の変動額				
当期純利益				47
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1	83	82	82
事業年度中の変動額合計	△1	83	82	128
平成28年3月31日残高	1	3,666	3,667	8,000

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

デリバティブ

移動平均法による原価法

たな卸資産

時価法によっております。

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 工作機械 個別法

輸送機器他 総平均法

半製品・原材料・貯蔵品 総平均法

仕掛品 工作機械 個別法

輸送機器他 総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役及び監査役に対する支給見込額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップの特例処理

ヘッジ手段とヘッジ

ヘッジ手段 金利スワップ

対象

ヘッジ対象 長期借入金

ヘッジ方針

長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。

消費税等の処理方法

税抜き方式によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の31.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成30年4月1日以降のものについては29.9%に変更されております。

その結果、再評価に係る繰延税金負債等が83百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響はございません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産			
建	物	1,802	百万円
構	築	176	百万円
機	械	2,393	百万円
及	び		
装	置	7,283	百万円
地		11,655	百万円
	計		
担保に係る債務			
短	期	7,325	百万円
借	入		
金		5,329	百万円
長	期		
借	入	12,654	百万円
	計		
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 26,456百万円
3. 保証債務の内容
 関係会社のリース債務に対する保証を次のとおり行っております。
 遠州（青島）機床製造有限公司 3百万円
4. 関係会社に対する金銭債権債務
 短期金銭債権 1,201百万円
 短期金銭債務 33百万円
 なお、区分掲記したものについては除いております。
5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日
 再評価を行った土地の期末における時価
 と再評価後の帳簿価額との差額 △1,989百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,519百万円
仕入高等	477百万円
営業取引以外の取引高	155百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	449,631株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等被所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市	85,782	二輪車船舶機製造	直接10.23%	なし	二輪車用エンジン部品等の受託加工	受託加工	7,761	売掛金 電子記録債権	752 1,061
								原材料の仕入	3,991	買掛金	760

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 受託加工及び原材料の仕入については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	ENSHU (USA) CORPORATION	米国イリノイ州	2,302 千米ドル	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの	直接100%	2名	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付	機械等の販売	946	売掛金	375
								利息の受取	7	関係会社短期貸付金	676
子会社	ENSHU GmbH	ドイツランゲン	511 千ユーロ	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの	直接100%	2名	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付	機械等の販売	850	売掛金	410
								利息の受取	3	関係会社短期貸付金	539
子会社	ENSHU VIETNAM Co., Ltd.	ベトナムバクニン	11,460 千米ドル	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス	直接100%	3名	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンスの委託資金の貸付	利息の受取	67	関係会社長期貸付金	2,088

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 機械等の販売については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
2. ENSHU VIETNAM Co., Ltd. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は2016年3月から2024年12月まで3ヵ月ごとに返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額
1株当たり当期純利益金額

126円82銭
0円75銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

エンシュウ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 柴田 和 範 ㊞
業務執行社員	公認会計士 小出 修 平 ㊞
業務執行社員	公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

エンシュウ株式会社

取締役会 御中

四星監査法人

代表社員 公認会計士 柴田 和 範 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小 出 修 平 ㊞

業務執行社員 公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

エンシュウ株式会社	監査役会	
常勤監査役	中村 泰之 ㊟	
	監査役	中村 和夫 ㊟
	社外監査役	石塚 尚 ㊟
	社外監査役	嶋津 忠彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大と多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が法制化されました。
当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に係る規定の新設、並びに監査役及び監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
なお、重要な業務執行の取締役への委任については、経営における業務執行の迅速化を図ることを目的としております。
- (3) 上記のほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 <条文省略>	第1条 <現行通り>
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>(1) 繊維機械の製造販売</u> <新設>	<削除>
(2) 金属加工機械の製造販売	<u>(1) 機械およびその付属品、器具、工具の製造、販売ならびにサービス事業</u> <削除>
<u>(3) 発動機およびこれに関係ある諸機器の製造販売</u>	<u>(2) 輸送用機械器具およびこれに関する諸機器、部品の製造、販売ならびにサービス事業</u>
(4) その他一般機械器具の製造販売	<u>(3) その他一般機械器具および部品の製造、販売</u> <削除>
<u>(5) 電気機械器具の製造販売</u>	(4) 鋳物製品の製造、販売
(6) 鋳物製品の製造販売	<u>(5) 不動産業および住宅関連機器の製造、販売</u>
(7) 不動産業および住宅関連機器の製造販売	<削除>
<u>(8) 織布試験工場の経営</u>	<削除>
<u>(9) 国内外の機械器具製造に関し投資をなすこと</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 〈条文省略〉</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p> 第5条～第17条 〈条文省略〉</p> <p> 第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 〈条文省略〉</p>	<p>(6) <u>情報の収集、処理、提供、通信その他の情報サービス業</u></p> <p>(7) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(8) <u>前各号の目的を達するため投融資を為し又は会社設立の発起人となること</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 〈現行通り〉</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;"> 〈削除〉</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p> 第5条～第17条 〈現行通り〉</p> <p> 第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 〈現行通り〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <条文省略> (任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <条文省略> (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <条文省略> <新設></p>	<p>3 <現行通り> (任 期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <現行通り> (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 <現行通り> (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <現行通り> (取締役への委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則) 第25条 <条文省略> (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第27条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 <新設></p> <p><新設></p> <p>(員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会規則) 第26条 <現行通り> (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 <削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p>	<p><削除></p>
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p>	<p><削除></p>
<p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p>	<p><削除></p>
<p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則)</p>	<p><削除></p>
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報 酬 等)</p>	<p><削除></p>
<p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p>	<p><削除></p>
<p>第35条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第6章 計 算 第36条～第39条 <条文省略></p>	<p>第6章 計 算 第31条～第34条 <現行通り></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新設〉</p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>ただし、責任の限度額は移行前の損害賠償責任を限定する契約に基づき、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

現在の取締役(7名)全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更(第1号議案)の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	つちやたかし 土屋隆史 (昭和26年2月8日)	昭和48年4月 ヤマハ発動機㈱入社 平成13年5月 同社欧州本部長兼オランダ法人YME出 向(社長) 平成14年10月 同社特機事業部長 平成17年3月 同社執行役員特機事業部長兼MC事業 本部中国統括部長 平成20年1月 ヤマハ・モーター・パワー・プロダ クツ㈱ 代表取締役社長 平成23年3月 同社退任・退職 平成23年4月 当社入社 社長付顧問 平成23年6月 当社取締役副社長 管理本部統括 平成24年6月 当社代表取締役社長 平成28年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る	118,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>土屋隆史氏は、取締役としての高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、長年にわたる経営者としての豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き経営のリーダーシップを発揮し、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	やま した ほる お 山下 晴 央 (昭和34年1月1日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社工作機械事業部 メカ設計グルー プ長 平成19年4月 当社工作機械事業部 技術部長 平成20年4月 当社部品事業部 製造部長 平成22年8月 当社工作機械事業部 営業部主幹 平成23年1月 ENSHU Thai社長 兼 BANGKOK ENSHU MACHINERY社長 平成24年4月 当社工作機械事業部 副事業部長 平成24年6月 当社取締役 工作機械事業部長 平成26年6月 当社常務取締役 工作機械事業部長 平成26年12月 当社常務取締役 工作機械・レーザー事業部長 平成28年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 現在に至る	66,000株
取締役候補者とした理由 山下晴央氏は、長年にわたり工作機械・輸送機器の両事業を牽引し、事業全般に精通した豊富な経験と実績を有しています。また常務、副社長を歴任し、経営者として経営全般に関する知見を有しています。引き続き、当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。			
3	かつ くら ひろ かつ 勝 倉 宏 和 (昭和35年10月29日)	昭和58年4月 (株)日本興業銀行入行 平成21年1月 (株)みずほコーポレート銀行 営業第七部 副部長 平成22年12月 (株)みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長 平成25年2月 当社出向 管理本部企画推進室長 (理事) 平成25年8月 当社管理本部企画財務部長 (理事) 平成26年6月 当社入社 当社取締役 管理本部長 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 現在に至る	27,000株
取締役候補者とした理由 勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しています。当社においては、財務部門をはじめとして幅広く管理部門の長として牽引し、コーポレートガバナンスの充実にも尽力しております。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	おか べ ひろ お 岡 部 比 呂 男 (昭和26年11月15日)	昭和49年4月 日本楽器製造㈱(現ヤマハ㈱)入社 平成12年4月 同社管・教育楽器事業部長 平成15年6月 同社執行役員 平成15年11月 同社楽器事業本部副本部長 平成18年6月 同社取締役 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成26年6月 同社取締役退任・顧問就任(現任) 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ヤマハ㈱ 顧問	0株
社外取締役候補者とした理由 岡部比呂男氏は、長年にわたりヤマハ株式会社の取締役を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 岡部比呂男氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 岡部比呂男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 4. 岡部比呂男氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
 5. 当社は、岡部比呂男氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なかむらやすゆき 中村泰之 (昭和31年11月23日)	昭和54年4月 ㈱協和銀行入行 平成9年12月 ㈱あさひ銀行茂原支店長 平成11年11月 同行赤門通支店長 平成13年12月 当社出向社長付顧問 平成14年4月 当社工作機械営業部 営業グループ長(顧問) 平成15年6月 当社入社 当社取締役 企画管理部 総務部長 平成19年4月 当社取締役 管理本部 副本部長兼総務部長 平成22年4月 当社取締役 管理本部長 平成27年6月 当社監査役 現在に至る	154,000株
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>中村泰之氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しています。当社では取締役として財務部門を含めた管理部門の長を長年務めてきた経験から、経営全般に関する幅広い見識を有しており、監査等委員である取締役として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	いしづか しょう 石塚 尚 (昭和18年11月5日)	昭和51年4月 静岡県弁護士会登録 平成9年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石塚・村松法律事務所 弁護士 ㈱桜井製作所 社外監査役	0株
	<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>石塚尚氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任しております。</p>		
3	しまづ ただひこ 嶋津 忠彦 (昭和22年10月13日)	昭和45年3月 浜松ホトニクス㈱入社 平成13年3月 同社国際部長 平成14年1月 同社財務部長 平成20年12月 同社取締役管理部長（現任） 平成23年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 浜松ホトニクス㈱ 取締役	0株
	<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>嶋津忠彦氏は、長年にわたり浜松ホトニクス株式会社の取締役を務められております。財務および会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石塚尚氏と嶋津忠彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 石塚尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 石塚尚氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって19年であります。
5. 嶋津忠彦氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
6. 当社は、石塚尚氏と嶋津忠彦氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。両氏が選任された場合、当社は両氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いづか しん 石塚 伸 (昭和22年6月16日)	昭和59年10月 静岡県弁護士会登録 平成6年6月 スズキ㈱社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石塚・村松法律事務所 弁護士 スズキ㈱ 社外監査役	0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

石塚伸氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任しております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石塚伸氏が就任した場合は、社外取締役となります。
3. 石塚伸氏が就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 石塚伸氏が就任した場合、当社は同氏との間で100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 石塚伸氏は、平成28年6月29日をもってスズキ株式会社社外監査役を退任予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額240百万円以内（内社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認をいただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、取締役員数12名以内から10名以内への減員を考慮して、年額200百万円以内（内社外取締役分は年額20百万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

現在の取締役は7名（内社外取締役1名）であります。第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（内社外取締役1名）となります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、従来の監査役員数の報酬額を考慮し、年額50百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：静岡県浜松市南区高塚町4888番地
エンシュウ株式会社 本社第1会議室

